

# ◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2009年3～4月号 (Vol.31)

2009年4月30日

JETRO デュッセルドルフセンター

## 目次

記事の閲覧には pdfファイルの「しおり」もご利用ください。

JETRO デュッセルドルフセンター知的財産部 HP <http://www.jetro.de/j/IP/index.htm> も併せてご利用ください。

### 《特許》

- ・ 欧州委員会, 「知財権は気候変動技術の移転の障壁か」と題する報告書を公表
- ・ 欧州委員会, 統一特許訴訟制度に関する交渉権獲得の勧告を採択
- ・ 日フィンランド特許審査ハイウェイ試行開始
- ・ EPO, 分割出願の可能期限をFAから24月内に制限

### 《意匠・商標》

- ・ 共同体商標料金の4割減額, 5月1日施行
- ・ 新法文化された共同体商標規則が発効へ
- ・ 中欧特許庁間商標調査協力「CETMOS」について

### 《模倣品・海賊版対策》

なし

### 《特許情報・電子出願》

- ・ OHIM, 2008年の年報を公表
- ・ オーストリア特許庁, 2008年年報公表
- ・ スロバキア産業財産庁, 2008年年報公表
- ・ チェコ特許庁, 2008年年報公表
- ・ リトアニア特許庁, 2008年年報公表

## 《その他》

- ・ 英国知的財産庁，商標・特許の料金・サービスについて意見募集を開始
- ・ OHIM，2008年ユーザー満足度調査結果公表
- ・ トーマン氏がビジネスヨーロッパ会長へ
- ・ 英国知的財産庁，異議申立人等の住所要件を欧州経済地域等まで拡大

欧州知的財産ニュースは，JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望，内容に関するお問い合わせ，ご意見・ご希望は，[patent@d.jetro.de](mailto:patent@d.jetro.de) までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること，Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお，掲載するニュースの記載内容については，正確性を十分に期しておりますが，記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので，予めご了承下さい。

## 《特許》

### ・ 欧州委員会、「知財権は気候変動技術の移転の障壁か」と題する報告書を公表

欧州委員会貿易総局は、3月2日、「知的財産権は気候変動関連技術の移転の障壁か ”Are IPR a barrier to the transfer of climate change technology?”と題する報告書を公表した（報告書は1月19日付）。本報告書は、欧州委員会貿易総局より、民間のコペンハーゲン経済・知的財産権会社に作成を委託したもの。報告書中、知的財産権は気候変動関連技術の移転の障壁ではないと結論づけており、先進国側の主張を補強するものとなっている。なお、本報告書は欧州委員会の見解を示したものではないとの注意書きが記されているが、今後、欧州委員会ではこの資料に基づいた主張・議論がなされることが予想される。本報告書の結論は、以下のとおり。

#### （1）炭酸ガス排出削減技術のコストと特許権との関係

気候変動の要因となる炭酸ガス排出は、低コストの又は高コストの様々な技術で削減することが可能であるが、特許権で保護された排出削減技術は、特許権で保護されていない技術よりに比べ、必ずしも高コストというわけではない。革新的な炭酸ガス削減技術が高コストとなっている理由は、特許権ではなくむしろ技術の未成熟性に起因すると思われる。

#### （2）途上国に関する考察

発展途上国は、気候変動関連技術についてほとんど特許保護のない低所得発展途上国の大きなグループと、ほとんど全ての特許が保護されている新興市場経済国の小さなグループに分類できる。（注）

低所得発展途上国においては、気候変動技術に関する特許権がそもそもほとんど登録されていないため、特許権は技術移転の妨げになり得ないという結論に達する。したがって、これらの国々への技術移転が十分でないとしたら、その理由は知的財産権という技術的な要因ではなく、他の経済的な要因、例えば、革新技術を現地生産するための十分な専門知識とその習得能力の欠如、現地生産に見合うほどの十分な市場規模の欠如、その製品を購入するための十分な購買力及び財源の欠如などの点が挙げられる。

他方、新興市場経済国においては、特許保護のさらなる改善が、国内のイノベーションを刺激し、国外の特許権者からの技術移転を促進する。これらの国では、特許に対する独占的対価の支払いを避けるために、関連技術領域における特許権者間の十分な競争をさせることにより利益を得ることもできる。したがって、新興市場経済国においても、知的財産権は気候変動関連技術の移転の障壁とはならない。

### (3) 気候変動関連技術の特許権の国別取得割合

特定の国民が特定の技術の特許を独占しているという傾向は見られない。例えば、燃料電池分野では日本人の特許保有率が首位で28%。太陽光分野では中国が首位で38%。バイオマスでは米国が首位で29%。海洋エネルギーではブラジルが首位で39%、等々。

(注) 報告書によれば、「新興市場経済国」は、中国、ブラジル、インド、アルゼンチン、ロシア等で、これらの国々では気候変動関連技術全体の99%以上が特許保護されている。他方、「低所得発展途上国」はアフリカ等の最貧国で、同技術全体の1%未満しか保護されていないとのこと。

— 本報告書は、以下参照 —

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/february/tradoc\\_142371.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/february/tradoc_142371.pdf)

### ・ 欧州委員会、統一特許訴訟制度に関する交渉権獲得の勧告を採択

欧州委員会は、3月24日、欧州における統一特許訴訟制度(UPLS: Unified Patent Litigation System)の創設に関する合意締結交渉権を獲得するためのEU理事会に対する勧告(SEC(2009)330 final)を採択したことを公表した。今後、上記勧告をEU理事会が採択することにより、欧州委員会は欧州共同体を代表して、統一特許訴訟制度の創設に向けて、EUに加盟していない欧州特許条約(EPC)加盟国であるスイス、アイスランド、クロアチア、ノルウェー等の各国政府と交渉することが可能となる。

統一特許訴訟制度は、現存する欧州特許及び将来の共同体特許を対象とするものであり、現在は各国別である特許訴訟制度を欧州で統一した制度にすることを目的としている。2007年4月に欧州委員会が採択したコミュニケーションにおいてこの統一特許訴訟制度が提案され、その後EU理事会特許作業部会において精力的な議論がなされてきており、今回の勧告採択は一つの前進といえる。しかし、統一特許訴訟制度(及び共同体特許)の議論はまだ加盟国間の隔たりが残っている論点も多数あることから、成立の見通しは全く予想できない段階にある。

現在までの議論結果による統一特許訴訟制度の主要な特徴は以下のとおり。

- ・ 裁判所は第一審、控訴審、登録部から構成。第一審は一の中央裁判所と複数の地域裁判所及び地方裁判所から構成。控訴審は一の控訴裁判所から構成。
- ・ 判事は、特許訴訟の専門家であり技術の専門家でなくてはならない。

- ・ 特許訴訟の専門家数を増加し、地域も広範囲となるように研修組織を設置する。
- ・ 法律系判事と技術系判事から構成される特許判事プールを設立。
- ・ 欧州特許及び共同体特許を対象。
- ・ 侵害訴訟、非侵害確認訴訟及び特許取消しの訴訟又は反訴、公開公報に係る仮保護の補償金訴訟について管轄。共同体特許の強制実施権に関する訴訟も管轄。ただし、各国特許庁によって付与された特許は対象外。
- ・ この訴訟制度の導入前に出願された欧州特許出願及び付与された欧州特許について、出願人又は特許権者はこの訴訟制度の対象外とすることが可能。
- ・ 判決の効力は、共同体特許の場合にはEU 全域において、欧州特許の場合にはその特許が有効とされる加盟国において、それぞれ及ぶ。
- ・ 裁判所は以下のことが可能。
  - 欧州特許又は共同体特許の無効を宣言する。
  - 特許権侵害者への停止を命じる。
  - 侵害品の廃棄又は侵害品の製造に用いた設備の除却を命じる。
  - 被侵害者への損害賠償及び非侵害者に対し関与した第三者を明らかにすることを侵害者に命じる。
  - 仮差止め命令、財産の調査命令、凍結命令及び仮差押え命令などの暫定的及び保護的手段を発する。
- ・ 第一審の判決は控訴審へ控訴可能。
- ・ ECJ は、この訴訟制度の裁判所からの、欧州共同体の法律解釈や欧州共同体機関の行動に係る解釈に関する予備的質問に対して判示する。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/460&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ 本勧告は、以下参照 －

[http://ec.europa.eu/internal\\_market/indprop/docs/patent/recommendation\\_sec09-330\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/recommendation_sec09-330_en.pdf)

－ 統一特許訴訟制度の議論の経緯については、欧州知的財産ニュース 2008年5～6月号 (Vol.26) 第6-11頁参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2008May\\_Jun/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008May_Jun/News.pdf)

## ・ 日フィンランド特許審査ハイウェイ試行開始

フィンランド特許庁 (NBPR) は、3月31日、フィンランドの首都ヘルシンキにおいて、エナヤルビ NBPR 長官と鈴木日本国特許庁 (JPO) 長官が特許審査ハイウェイ (PPH)

試行に関する合意文書に署名した旨プレスリリースを行った。PPH 試行は4月20日より開始され、2011年3月末までの2年間継続することとなっている（その後試行の延長可能）。フィンランド特許庁にとって、PPH 試行合意は今回のJPOとの合意が初めて。また、JPOにとってPPH 試行合意に達した欧州の知財庁は、英国、ドイツ、デンマークに次いで、フィンランドが4つ目となる。

— NBPRによるプレスリリース及びPPHに関する情報は、以下参照 —

[http://www.prh.fi/en/uutiset/P\\_150.html](http://www.prh.fi/en/uutiset/P_150.html)

<http://www.prh.fi/en/patentit/pph.html>

[http://www.prh.fi/stc/attachments/patentiniitteet/NBPR\\_guideline\\_for\\_JP\\_filers\\_final.pdf](http://www.prh.fi/stc/attachments/patentiniitteet/NBPR_guideline_for_JP_filers_final.pdf)

— JPOによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.meti.go.jp/press/20090401002/20090401002.pdf>

#### ・ EPO、分割出願の可能期限をFAから24月内に制限

EPOは、3月25日のEPOr管理理事会（Administrative Council）において、欧州特許条約（EPC）第36規則の改正により、分割出願の時期的制限を導入する決定がなされたことを公表した。現行制度では出願が係属中であればいつでも分割出願を行うことができるが、改正後は、分割出願を行うことができるのは以下の期間に限定される。

- ・ 出願人による自発的な分割出願の場合、親出願（複数世代の親出願があるときは既に通知が送付されたもののうちの最先の出願）における審査部からの最初の通知から24月以内。
- ・ 発明の単一性違反通知に対する分割出願の場合、審査部からの最初の同通知を受けてから24月以内。

上記改正規則は、2010年4月1日以降に行われる分割出願に適用される。

2007年7月、EPO拡大審判廷での分割出願に係る審決において、「出願が拒絶された場合に備えて同じ発明を何度も出願し、複数の分割出願の権利が未確定のまま係属することは好ましくはない。分割出願の濫用に対処するために運用では不十分だとすれば、新たな立法措置が必要となる。」との判断が示されていた。今回の規則改正はこれを受けてのものと理解される。

EPOのプレスリリースでは、「今回の規則改正は、特許の質及び法的安定性の向上を目指

す”Raising the bar”プロジェクトに対して適切なものである一方、分割出願を行う合法的な権利は十分確保されている」と述べている。

(注) 分割出願について規定する EPC 第 76 条(1)には、「分割出願は施行規則に従って行う」旨規定されており、時期的制限その他詳細は実施規則に委ねられている。

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20090403.html>

－ EPOr 管理理事会の決定は、以下参照 －

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/decisions/archive/20090325.html>

－ 2007 年の拡大審判廷審決については、欧州知的財産ニュース 2007 年 7～8 月号 (Vol.20) 参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2007Jul\\_Aug/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2007Jul_Aug/News.pdf)

## 《 意 匠 ・ 商 標 》

### ・ 共同体商標料金の 4 割減額，5月1日施行

OHIM（欧州共同体商標意匠庁）は、3月6日、共同体商標（CTM: Community Trademark）の出願登録手数料を約 4 割減額する提案について、欧州委員会が議長を務め、加盟国が構成委員である手数料委員会（ブリュッセルで開催）において承認が得られた旨プレスリリースを行った。デ・ボア OHIM 長官は、「ユーザ、特に中小企業に対しよりよい価値を与える今回の提案について、圧倒的多数で承認されて嬉しい。」とコメントしている。

また、現在の厳しい経済状況を考慮して、できるだけ早くユーザに金銭的利益を享受させることが重要であると、議論に参加した多数の加盟国が認識していた。

今回の承認により EU 官報に掲載される予定の料金に関する欧州委員会規則の準備作業が開始された。そして、3月31日、欧州委員会及び OHIM は、本減額の施行日は5月1日と公表した。

主な改正内容は以下のとおり。

- 現在は出願料及び登録料の両者で構成されているが、登録料を廃止し、出願料のみのシンプルな料金体系に変更する。出願料は1,050ユーロ（紙・FAX）、900ユーロ（電子出願）に減額（現在、1,600ユーロ（＝出願料750ユーロ＋登録料850ユーロ）：電子出願）。マドリッドプロトコル経由の出願料は、870ユーロに減額（現在、1,450ユーロ）。

なお、今回の手数料委員会の承認は、既報の2008年9月18～19日にブリュッセルで開催されたOHIM管理評議会及び同予算委員会の共同会合にて合意に到った提案に対するもので、料金に関する欧州委員会規則改正に必要な手続きである（共同体商標規則（EC）No 40/94）第158条）。

－ OHIMによるプレスリリースは、以下参照 －

<http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item921.en.do>

－ 2008年9月のOHIM管理評議会及び同予算委員会の共同会合の合意については、欧州知的財産ニュース2008年9～10月号（Vol.28）第9-10頁参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep\\_Oct/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep_Oct/News.pdf)

－ 5月1日施行決定についての欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/506&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ 5月1日施行決定についてのOHIMによるプレスリリースは、以下参照 －

[http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/news/newsItem/pressRelease/trademark\\_en.pdf](http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/news/newsItem/pressRelease/trademark_en.pdf)

## ・新法文化された共同体商標規則が発効へ

欧州連合（EU）は、3月24日付け官報において、新法文化された共同体商標規則（EC）No 207/2009）を公表した。EUでは、現在、共同体商標規則（EC）No 40/94）が発効しているが、この現行規則は破棄され、新規則（EC）No 207/2009）に置き換わる。今回の新法文化は、現行規則の発効からこれまで多数の改正がなされてきたことを受けた法文明瞭化を目的としており、実質的な内容変更はなされていない。新規則の発効はEU官報掲載から20日後と規定されているため、4月13日から発効となる。

なお、今回の新法文化により、商標ハーモ指令及び共同体商標規則の両者の新法文化が完了したこととなる。

（EUでの検討経緯）

2006年12月19日 欧州委員会提案採択 (COM(2006)830 final)  
2007年6月19日 欧州議会第一読会にて採択  
2009年2月26-27日 EU司法・内務理事会第一読会にて採択

－ 3月24日付け官報掲載の新規則は、以下参照 －

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:078:0001:0042:EN:PDF>

－ EUでの検討経緯の詳細は、以下参照 －

[http://ec.europa.eu/prelex/detail\\_dossier\\_real.cfm?CL=en&DosId=195152](http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=195152)

－ 商標ハーモ指令の新法文化については、欧州知的財産ニュース2008年7～8月号 (Vol. 28) 第6-7頁参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2008Nov\\_Dec/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008Nov_Dec/News.pdf)

## ・ 中欧特許庁間商標調査協力「CETMOS」について

オーストリア及び中欧諸国計9カ国の知財庁は、2007年9月より、中欧商標調査サービス「CETMOS (Central Europe Trade Mark Observation Service)」を実施している。欧州では、EPOによる欧州特許付与や、EUの一機関であるOHIMによる共同体商標／意匠付与といった、欧州全体での協力活動に加え、北欧特許庁やベネルクス商標意匠庁等の地域的に隣接した少数国間での協力活動も実施されている。上記CETMOSは、冷戦時代に東側との中継点という特殊な役割を果たしてきたオーストリアを軸とした中欧地域の少数国間協力といえる。概要以下の通り。

### 1. 背景

- ・ 中欧地域への投資を促進するためには、先行する知的財産権の事前調査が適切に実施される必要があるとの認識の下、先行商標調査のワンストップシステムを目指し、オーストリア特許庁とハンガリー特許庁が中心となり、2007年9月に設立。地域内の中小企業支援との趣旨もあり。
- ・ 参加国は、オーストリア、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、クロアチア、ブルガリア、ルーマニアの9カ国。全てEPC加盟国であり、クロアチア以外はEU加盟国。

### 2. サービス内容

#### (1) 申請

- ・ 通常、商標出願前に利用希望者が申請し、先行商標の存在を確認の上、出願を決める材料とする。

- ・申請はウェブサイトに必要な事項を記入し、電子的に送信。申請に必要なのは、申請者名、住所、標章、ニース分類という、必要最低限のデータのみ。
- ・申請時の支払いは不要。後日、請求書受領後に所定の口座に料金を払い込む。
- ・手続き言語は原則英語。
- ・申請人国籍は、参加9カ国からの者が多くを占めるが、他国からの申請もあり。

## (2) 先行商標調査

- ・調査対象は、9カ国での先行出願／登録商標、及び、9カ国を指定する先行国際商標。
- ・申請はオーストリア特許庁が受理し、オーストリア特許庁から参加各庁に転送される。そして、各庁の商標審査官が各庁の最新のデータベースに基づいて調査を行う。
- ・オーストリア特許庁は、共同体商標及びEC指定の国際商標をも調査する。

## (3) 調査結果

- ・各庁の調査結果はハンガリー特許庁に集められ、ハンガリー特許庁にて、単一の統一されたレイアウトにて調査結果が作成される。
- ・出願商標と同一又は類似の先行商標が、各国別に記載される。また、商標権者の氏名や連絡先情報も提供される。
- ・調査結果には法的な位置づけはなく、法的アドバイスを与えるものでもない。

## (4) 発送

- ・調査結果は申請者にメールにて送信される。受理から最大6週間以内の返信を目標としているが、実際にはより短期間で調査報告を送付。なお、発送はメールにて行われる。
- ・調査価格は372.00ユーロ（税込み）。

## 3. 庁の役割

- ・オーストリア特許庁は申請手続きを管理しており、申請を各庁に転送する。また、支払い手続きをも管理している。
- ・ハンガリー特許庁は、各庁から提出された調査結果の取りまとめと、作成された報告書の蓄積管理を行う。

## 4. 評価

欧州委員会からベストプラクティスとして評価・表彰されている。

— CETMOS のホームページは、以下参照 —

<http://www.cetmos.eu>

## 《特許情報・電子出願》

### ・ OHIM, 2008年の年報を公表

OHIM（欧州共同体商標意匠庁）は、4月2日、2008年の年報（Annual Report 2008）を公表した。2008年は経済状況が悪化したことから、年々の件数増加傾向が止まり、全体として件数が減少する傾向が見られている。一方、今回の年報から、従来のPDFファイルとは別に、ビデオを含んだマルチメディア型の年報も発行している。

年報の主な内容は以下のとおり。なお、年報においては数字が丸められているため、数字は、HPに別掲載されている統計情報の数字を可能な限り用いている。

#### 【共同体商標（CTM: Community Trade Mark）】

- ・ 出願件数は、87,327件（2007年に比し、約1%減。）。2008年前半は2007年を上回るペースだったが、後半は世界経済不況のため件数が減少。出願件数のうち約16%が世界的所有権機関（WIPO）経由（マドリッドプロトコル）で出願されている。
- ・ CTMの平均登録期間は約8月であり、2004年より約1/2短縮されている。
- ・ CTM出願件数を国別にみると上位から順に、ドイツ15,506件（約18%）、米12,887件（約15%）、英8,480件（約10%）、以下、イタリア、スペイン、フランス、オランダ、スイス、日本（9位、2,081件（2007年は10位、1,886件）、約2%）と続く。
- ・ CTMの異議に関しては、滞貨問題が解消されていない。異議終了件数は13,574件と、2007年に比し約1,300件増加したが、異議申立件数は18,481件と、2007年に比し約2,000件増加している。
- ・ CTMの異議申立から決定までの平均期間（期間延長がない場合）は約11月。

#### 【共同体意匠（RCD: Registered Community Design）】

- ・ 受理意匠件数は、72,750件（2007年に比し、約6%減。）。
- ・ 受理意匠件数を国別にみると上位から順に、ドイツ19,051件（約26%）、イタリア9,703件（約13%）、フランス6,239件（約9%）、以下、米、英、スペイン、オランダ、日本（8位、2,273件（2007年は10位、2,192件）、約3%）、スイス、ポーランドと続く。
- ・ RCDの平均登録期間は、2007年同様に約6週間。

#### 【審判（Appeal）】

- ・ 審判請求件数は、1,815件（2007年に比し、約7%減。）。

- ・ 審判終了件数は、1,890件（2007年に比し、約5%増。）。年々増加傾向。
- ・ 維持審決の割合は、査定系85%、異議系65%であり、維持する割合は高い。
- ・ 審決に対する欧州第一審裁判所 (CFI: Court of First Instance) への上訴の割合は、約10%。約80%の審決がCFIで維持されている。

【その他】

- ・ 電子出願の割合は、CTM約83%、RCD約40%。年々増加傾向。
- ・ 職員数は705人。そのうち、140人は遠隔勤務者 (teleworker)。

－ OHIM が公表した2008年の年報は、以下参照 －

(マルチメディア型) [http://oami.europa.eu/en/annualReport\\_2008/Annual\\_Report\\_2008.html](http://oami.europa.eu/en/annualReport_2008/Annual_Report_2008.html)

(ビデオツアー型) [mms://media.oami.europa.eu/Video\\_tour\\_web.wmv](mms://media.oami.europa.eu/Video_tour_web.wmv)

(PDF) [http://oami.europa.eu/en/annualReport\\_2008/pdf/2008\\_Annual\\_Report\\_en.pdf](http://oami.europa.eu/en/annualReport_2008/pdf/2008_Annual_Report_en.pdf)

－ OHIM が公表した統計情報は、以下参照 －

<http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/OHIM/statistics.en.do>

・ オーストリア特許庁、2008年年報公表

オーストリア特許庁は、2008年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

<http://www.patentamt.at/geschaeftsbericht2008/frames.html>

・ スロバキア産業財産庁、2008年年報公表

スロバキア産業財産庁は、2008年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

[http://www.indprop.gov.sk/pdf/r\\_2008.pdf](http://www.indprop.gov.sk/pdf/r_2008.pdf)

・ チェコ特許庁、2008年年報公表

チェコ特許庁は、2008年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

[http://www.upv.cz/dms/pdf\\_dokumenty/rocenky/W\\_rocenka08.pdf](http://www.upv.cz/dms/pdf_dokumenty/rocenky/W_rocenka08.pdf)

#### ・ リトアニア特許庁、2008年年報公表

リトアニア特許庁は、2008年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

[http://www.vpb.gov.lt/docs/20090417\\_2.pdf](http://www.vpb.gov.lt/docs/20090417_2.pdf)

## 《その他》

#### ・ 英国知的財産庁、商標・特許の料金・サービスについて意見募集を開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、3月9日、商標・特許の料金・サービスについて意見募集を開始した。意見提出の締切りは、6月1日。意見募集の対象である料金減額及び新支援サービスに関する提案は、英国においてより容易で安く商標の登録をできるようにすることを主な目的としており、出願人全体にとって年間で70万ポンド(約9,500万円)の負担軽減となるとしている。

今回の意見募集の提案は、欧州共同体特許商標庁 (OHIM) や各国商標庁と同様に、英国においても商標出願件数が減少している事実(2008年は12%減)から検討が行われたもの。

主な提案は以下のとおり。

- ・ 商標出願に関する早期支援サービス導入 (出願料の半額が支払われた出願について審査結果を出願人に送付し、出願人はその審査結果から審査の継続を判断し、審査を継続する場合には残りの半額を支払うことで審査を継続することが可能となるもの。)
- ・ 電子出願の場合における減額
  - 商標に関する出願料 (200ポンド→170ポンド)
  - 特許に関する出願料 (30ポンド→20ポンド)
  - 特許に関する調査請求料 (100ポンド→90ポンド)

▶ 特許に関する審査請求料 (70 ポンド→60 ポンド)

- ・ 一連商標制度の廃止 (一連商標とは本質的な部分が互いに類似している商標であり、それらの商標をまとめて1つの出願で出願可能。EU 加盟国では、英国、アイルランドのみが有している制度。)
- ・ 商標の早期審査制度の廃止 (早期審査は 10 営業日で審査結果を送付可能とするものだが、通常の審査においても約 10 営業日で審査結果が送付可能となっている。)
- ・ 商標の異議申立手数料の減額 (200 ポンド→100 ポンド)
- ・ 商標の異議申立手続き中の期間延長に関する手数料の増額 (50 ポンド→100 ポンド)

ラミー知的財産担当大臣は、「現在の経済状況では、企業が自身の知的財産を保護しないというリスクがある。これは、長期的にその企業及び英国の競争力を損なうことになる。我々は、OHIM による手数料減額の発表を歓迎する一方、英国の商標登録が英国企業にとって魅力的な選択肢であり続けるために、UKIPO がそのサービスを改善し続けなければならないというニーズを認識している。今回の提案は、景気減速の中、知的財産の登録の継続を支援するためのもので、全ての顧客のニーズに合ったもの。」とコメントしている。

共同体商標に関する出願登録手数料の 4 割減額が 5 月 1 日に施行されるが、欧州各国レベルにおいて商標に関する手数料の減額措置が提案されたのは、英国が初めて。今後、その他の欧州各国においても同様に商標に関する手数料の減額措置が提案されていくのか動向が注目される。

— UKIPO の本意見募集に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20090309.htm>

— 本意見募集の HP は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/pro-policy/consult/consult-live/consult-feeservices.htm>

— 本意見募集本文は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/consult-feeservices.pdf>

・ OHIM, 2008年ユーザー満足度調査結果公表

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、3 月 16 日、2008 年ユーザー満足度調査結果報告書 (OHIM User Satisfaction Survey 2008) を公表した。4 年連続 4 回目の調査。2008 年に OHIM に手続きを行ったユーザーを対象に、外部調査機関に委託してウェブを介したアンケート (CAWI: Computer Assisted Web Interview) を行った。代理人 913 件、権利者 (商標/意匠権

者) 685件, 計 1,598件の回答が得られ(回収率7%), 2005-2007年の結果と比較しつつ, 代理人及び権利者を別々にした分析がなされている。主な結果は以下のとおり。

- ・ 全体的な指標である「ユーザー満足度指標 (USI: Users Satisfaction Index)」は, 代理人, 権利者共に向上した。
- ・ 権利者と代理人との間の評価のずれがさらに縮小した。
- ・ 中心的作業である「共同体商標 (CTM)」, 「共同体意匠 (RCD)」, 「審判 (Appeal)」及び「登録 (Register)」についての満足度は, 代理人, 権利者共に大きく改善した。
- ・ 2007年に低い評価であったもので2008年に特に改善したものは, 「職員に対するアクセス容易性」。また, 「電子的ビジネスツール」(オンライン手続き全般)の満足度も改善した。
- ・ したがって, 2007年と比較して OHIM の機能は改善されたといえる。

— OHIM のプレスリリースは, 以下参照 —

<http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item928.en.do>

— 本報告書は, 以下参照 —

[http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/QPLUS/USS/informe\\_oami\\_2008.ppt](http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/QPLUS/USS/informe_oami_2008.ppt)

#### ・ トーマン氏がビジネスヨーロッパ会長へ

ビジネスヨーロッパは, 3月25日, エルネスト=アントワーヌ・セリエール(Ernest-Antoine Seillière) 現会長の後任として, 7月1日よりユルゲン・トーマン(Jürgen R. Thumann) ドイツ産業連盟(BDI) 前会長を次期会長とすることを公表した。トーマン氏は, ビジネスヨーロッパの最高機関である会長評議会(注)において満場一致で選出された。ビジネスヨーロッパの会長職の任期は2年で, 1回の再任が可能となっている。セリエール現会長は2期4年の会長職を満了し退任する。

トーマン氏は, 2005-2008年にBDI会長を務め, 同時期にビジネスヨーロッパ副会長も務めていた。さらに, 大西洋間ビジネス対話(Transatlantic Business Dialogue: EUと米国の経済団体同士の対話)の欧州側共同議長を現在も務めており, 複数の企業の取締役会の議長又は役員でもある。

(注) 会長評議会(Council of Presidents): ビジネスヨーロッパを構成する各産業団体のトップによる会議。

— ビジネスヨーロッパのプレスリリースは, 以下参照 —

<http://www.buinesseurope.eu/Content/Default.asp?PageID=524&articleid=659>

・ 英国知的財産庁、異議申立人等の住所要件を欧州経済地域等まで拡大

英国知的財産庁 (UKIPO) は、特許・商標・意匠規則を改正し、現行は英国の住所のみ認めている異議申立人、無効請求人等の住所要件を、欧州経済地域 (EEA) 及びチャネル諸島まで拡大することを公表した。本規則は 2009 年 4 月 6 日より施行。

2008 年 10 月に、欧州委員会は、英国の住所を有する者のみ異議申立て／無効請求等可能としている点について、欧州共同体 (EC) 設立条約 49 条に規定されたサービス移動の自由に違反するものとして通知を行なったが、今回の措置はその通知に対応したもの。

なお、異議申立人等の住所要件を EEA 等まで拡大する件については、2008 年 3 月の商標規則改正の意見募集において提案していたが、提出された意見により拡大を取りやめた経緯がある。

(注)

EEA：スイスを除く欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) 及び EU 加盟国で構成。

チャネル諸島：英国海峡にある英国植民地

－ UKIPO のプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-law-guidance/p-law-address.htm>

－ 本規則は、以下参照 －

[http://www.opsi.gov.uk/si/si2009/uksi\\_20090546\\_en\\_1](http://www.opsi.gov.uk/si/si2009/uksi_20090546_en_1)

－ 商標規則2008の意見募集結果については、欧州知的財産ニュース2008年7～8月号 (Vol.27) 第6-7頁参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2008Jul\\_Aug/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008Jul_Aug/News.pdf)

－ 欧州委員会、特許・商標に関するサービス移動自由の違反通知を英国へ送付については、欧州知的財産ニュース2008年9～10月号 (Vol.28) 第16-17頁参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep\\_Oct/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep_Oct/News.pdf)

(以上)